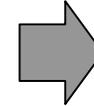


「地方公共団体におけるICT部門の 業務継続計画（BCP）策定に関する ガイドライン」見直し案について

従来のガイドライン自体の見直しの方向性

1. 既存のガイドラインの構成要素は大きくは修正しない。

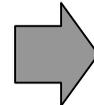
- 従来のガイドラインの構成要素は必要な検討事項でありまた、従来のガイドラインに沿って現在ICT - BCPの策定を検討している地方公共団体の混乱も考慮し、構成要素の大きな変更はしないこととする。



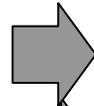
目次は大きくは変えない

2. ステップという考え方にとらわれない柔軟な利用を可能とする。

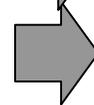
- 各地方公共団体において、災害対応の準備は様々であることから、従来のガイドラインにあるステップという考え方にとらわれず、各地方公共団体の準備段階に応じて、柔軟に利用できるようにする。
- ICT - BCPの検討の進め方として、初動版(応急業務における初動の早期立ち上げ) 復旧版(通常業務の復旧)の順番に拡充していくことの重要性を補足追記する。
- 混乱をきたさないよう、従来のガイドラインとICT - BCP初動版サンプルの関係性を明確にする。
- 従来のガイドラインにより策定途上又は策定済みの団体に対しては、初動版を確実に取り込んでいけるように、今後の検討手順を提示する。



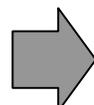
論点3 柔軟な進め方もOKとし、例として初動版の進め方をあげる



標準の進め方を複数作るとは混乱するため、止める



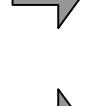
論点2 従来のガイドラインと初動版の関係を記述追加する



論点5 初動版の検討体制について記述する



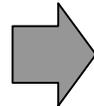
論点4 従来のステップで策定中、策定済みの団体に配慮する



論点6 従来のステップに代替拠点移行を想定した業務継続方針 / 戦略の手順を追加

4. ICT - BCPガイドラインの位置付けを検討する。

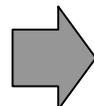
- ICT - BCPと地域防災計画との関係を明らかにする。



論点1 地域防災計画とICT - BCPの関係を記述する

5. その他

- ICT技術の動向変化や東日本大震災の経験を踏まえ、初版策定当初の内容に修正の必要が認められる部分があれば、研究会に諮る等し、必要に応じた修正を行う。
- 業務継続計画(初動版)の策定に伴い、「第1部ステップ6」=「初動の行動計画の立案」等の紛らわしい表現を修正する。



・全般的に経年劣化した記載内容は見直し
・ステップ6のタイトル名を変更

従来ガイドライン見直しの論点

東日本大震災の教訓を活かす

論点 1 , 5 , 6

I C T - B C P の普及を促進する

論点 2 , 3 , 4 , 5 , 6

論点 1

地域防災計画とICT - B C P の関係性について

防災計画における地域防災計画の役割とICT - B C P の関係性

論点 2

初動版と従来のICT - B C P の関係性(の図)について

「初動」の定義や範囲につき図を追加

論点 3

20ステップと初動版サンプルの関係について

従来の第1～3部(20ステップ)にとらわれない進め方

策定負荷を軽減し、普及を推進するため初動版ではサンプルを活用して作業を進める

論点 4

策定済みの地方公共団体における進め方について

策定済み地方公共団体の混乱を解消するため記述を追加

論点 5

初動版の検討体制について

初動の定義を変更したため推奨される検討体制について記述を追加

論点 6

業務継続方針 / 戦略の手順追加について

代替拠点移行の方針や戦略を従来のステップへ追加

現在の地方公共団体におけるICT - BCPガイドライン 目次

目次

第1章 はじめに 1

1.1 本ガイドラインの目的 1

1.2 本ガイドラインの基本的考え方について 4

1.3 業務継続計画とは 5

1.4 業務継続計画の必要性 8

1.5 地方公共団体におけるICT部門の取組のあるべき姿 9

第2章 本ガイドラインを利用するに当たって 12

2.1 ICT部門の業務継続計画策定に当たっての留意点 12

2.2 本ガイドラインの構成 14

2.3 本ガイドラインの利用方法 15

2.4 自らの状況の理解 17

2.5 ステップにとらわれない柔軟な進め方 17

第3章 BCP策定の手引き 19

第1部: BCP策定の基盤づくり 19

ステップ1: ICT部門の検討メンバーの選定 19

ステップ2: 情報システムの現状調査 20

ステップ3: 庁舎・設備等の災害危険度の調査 23

ステップ4: ICT部門主導で実施できる庁舎・設備等の対策 26

ステップ5: 重要情報のバックアップ 30

ステップ6: 初動行動計画の立案 32

ステップ7: ICT部門内の簡易訓練 37

ステップ8: 運用体制の構築と維持管理 39

第2部: 簡略なBCPの策定 42

ステップ9: BCP策定体制の構築 42

ステップ10: 被害の想定 44

ステップ11: 重要業務・重要情報システムの選定 48

ステップ12: 重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握 56

ステップ13: ICT部門が中心に検討すべき事前対策 61

ステップ14: 外部事業者との運用保守契約の見直し 64

ステップ15: 代替・復旧行動計画の立案 66

ステップ16: 本格的な訓練の実施 73

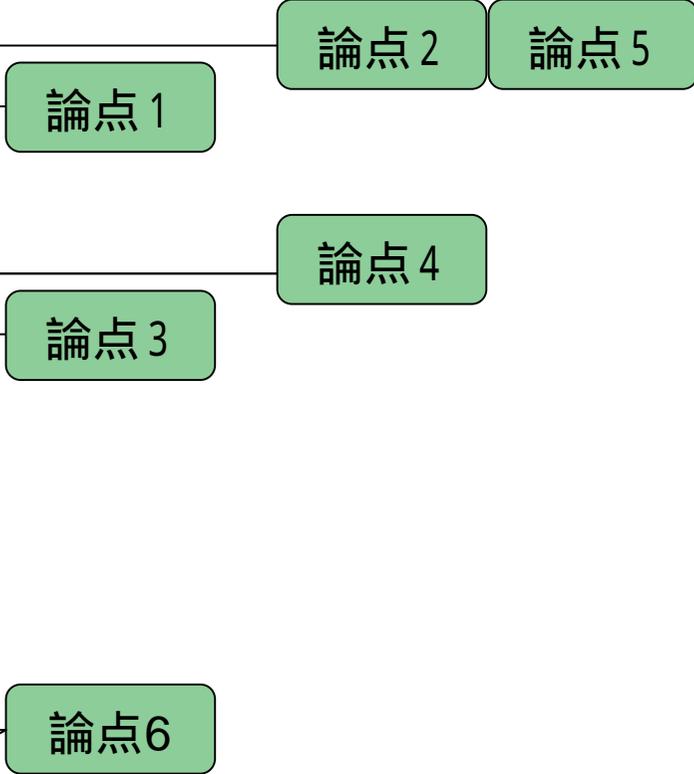
第3部: 本格的なBCPの策定と全庁的な対応との連動 79

ステップ17: ICT部門のBCP投資判断のための体制構築 79

ステップ18: 目標復旧時間・目標復旧レベルの精査 81

ステップ19: 投資を含む本格的な対策 84

ステップ20: 全庁的な点検・是正及び行動計画の見直し 91



第1章はじめに

- ・東日本大震災からの被災事実反映など記述を追加
防災基本計画、防災対策推進検討会議の最終報告なども参照しながら、東日本大震災の教訓、ICT技術動向など環境的变化を記載する。
特に初動の対応が重要であり、ICTの有無がその対応の迅速性に影響することを記載する。

・第1章 はじめに

・2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生した。一度の災害で戦後最大の人命が失われ甚大な被害をもたらすなど、これまでの我が国の地震・津波対策のあり方に大きな課題を残した。

今回の災害は、地震の規模、津波高・強さ、浸水域の広さ、広域にわたる地盤沈下の発生、人的・物的被害の大きさなど、いずれにおいてもこれまで想定していた災害のレベルと大きくかけ離れたものであった。従前の想定に基づいた各種防災計画とその実践により防災対策が進められてきた一方で、このことが、一部地域において被害を大きくさせた可能性もある。自然現象の予測の困難さを謙虚に認識するとともに、今後の地震・津波の想定の考え方などについては、抜本的に見直していかなくてはならない。特に、近い将来発生が懸念される南海トラフなどの巨大な地震・津波に対して万全に備えることは喫緊の課題とされている。

南海トラフの巨大地震については、内閣府に2011年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、2012年8月29日に報道発表され、東日本大震災を上回る震度・津波高の推計結果がとりまとめられている。

内閣府 中央防災会議でも2012年9月に防災基本計画が改訂され「国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。」と地方公共団体の業務継続の責務を明確化するものとなっている。

そのため、「本ガイドライン」においても、災害発生直後の応急業務はICT部門に特化せず、ICTを最大限活用するためのガイドラインとして見直すこととした。

本ガイドラインの主な改訂点は下記の通り。

「初動（被災直後72時間以内）」に関するICT-BCP策定範囲の拡大（論点5）

- ・初動においてはシステム担当課業務から全庁（防災関係部門などを含む）のICT利活用業務へ対象とするよう業務範囲を変更した。

地域防災計画とICT-BCPの関連の明確化（論点1）

- ・防災基本計画とBCPとの関係、初動の重要性、BCPは地域防災計画を支える計画であり、ICT-BCPは災害においては地域防災計画の下に位置づけられるものであることを記述する。

ステップという考え方にとらわれない柔軟な利用の仕方（論点2、3、4）

- ・従来のガイドラインでは、第1部からはじめ、20ステップ構成での策定を推奨していた。
しかし、各地方公共団体では既にBCP策定済みの団体、これから策定を開始する団体など、準備の状況が様々であることや、より自由な策定方法を積極的に認めていくのが良いとの判断から、既存のステップにとらわれず柔軟に利用できるという解釈を加えた。
- ・東日本大震災での教訓を踏まえた災害発生時の初動対応（72時間以内）の重要性の高まりや、ICT-BCPの普及を促進する目的から、本ガイドラインの関連資料として初動版（サンプル・解説書）を新たに加えた。

業務継続方針/戦略の追加（論点6）

- ・南海トラフの巨大な地震・津波の被災想定や東日本大震災における被災状況から、庁舎が機能不全になる被災が今後も起こりえることが憂慮されている。そのため、業務継続計画を検討するにあたり戦略としての代替戦略も含めて、具体的には、代替拠点による復旧戦略なども視野に入れて検討できるように、業務継続方針/戦略の検討手順を追加した。

第1章はじめに

ICT-BCP初動版の策定は全庁の検討体制が必要であることに記述を修正
環境変化(東日本最震災での経験、業務のICT依存の進展など)があったことに触れ、初動版のICT-BCPを策定するためには全庁の検討体制が必要であることへ文言変更或いはICT部門が主体的にまとめる必要性を訴求。

現在

1.2 本ガイドラインの基本的考え方について

(1) ICT部門を対象とする

本ガイドラインは基本的には地方公共団体の情報システム・ネットワーク等に関する企画や統括管理をする部門が使用することを想定している。このような部門は地方公共団体によって情報システム課、情報政策課、情報管理課等名称は様々であり、本ガイドラインでは「ICT部門」と呼称する。

まずはICT部門が主管する情報システムに関する業務継続を中心に検討する。他方、それぞれの業務担当課が個別に管理している情報システムについても、重要なものであれば業務継続のための計画を検討する必要性が高い。本ガイドラインの利用に当たって、ICT部門以外が管理する情報システムであっても同様の手法で業務継続を検討することが可能である。重要な情報システム(例えば、消防、防災に関する情報システムのように地震、風水害等の広域災害において早急に必要となる情報システム等)について、それらを管理する部門もICT部門と同様の検討体制を作り、ICT部門と連携して検討すべきである。

早急に他の部門を含めた検討体制が作れない場合は、まずはICT部門のみでも検討を開始すべきである。その後、他の部門に対して検討結果を積極的に公表して、他の部門が管理する情報システムに対する対策を進めるように促すことが望ましい。

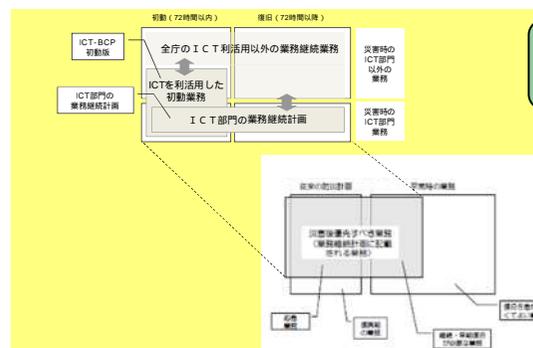
論点5

初動版の検討体制

改定案

1.2 本ガイドラインの基本的考え方について

(1) 「初動業務」は72時間以内のICTを活用する業務を対象とする
本ガイドラインは基本的には地方公共団体の情報システム・ネットワーク等に関する企画や統括管理をする部門が使用することを想定するが、ICT部門とそれ以外といった組織縦割りよりも、初動期は、庁内のICT関連部門が相互に連携・協力してICTの作動に最善を尽くすべきとの考え方から、初動においては全庁のICT業務を対象とする。



論点2

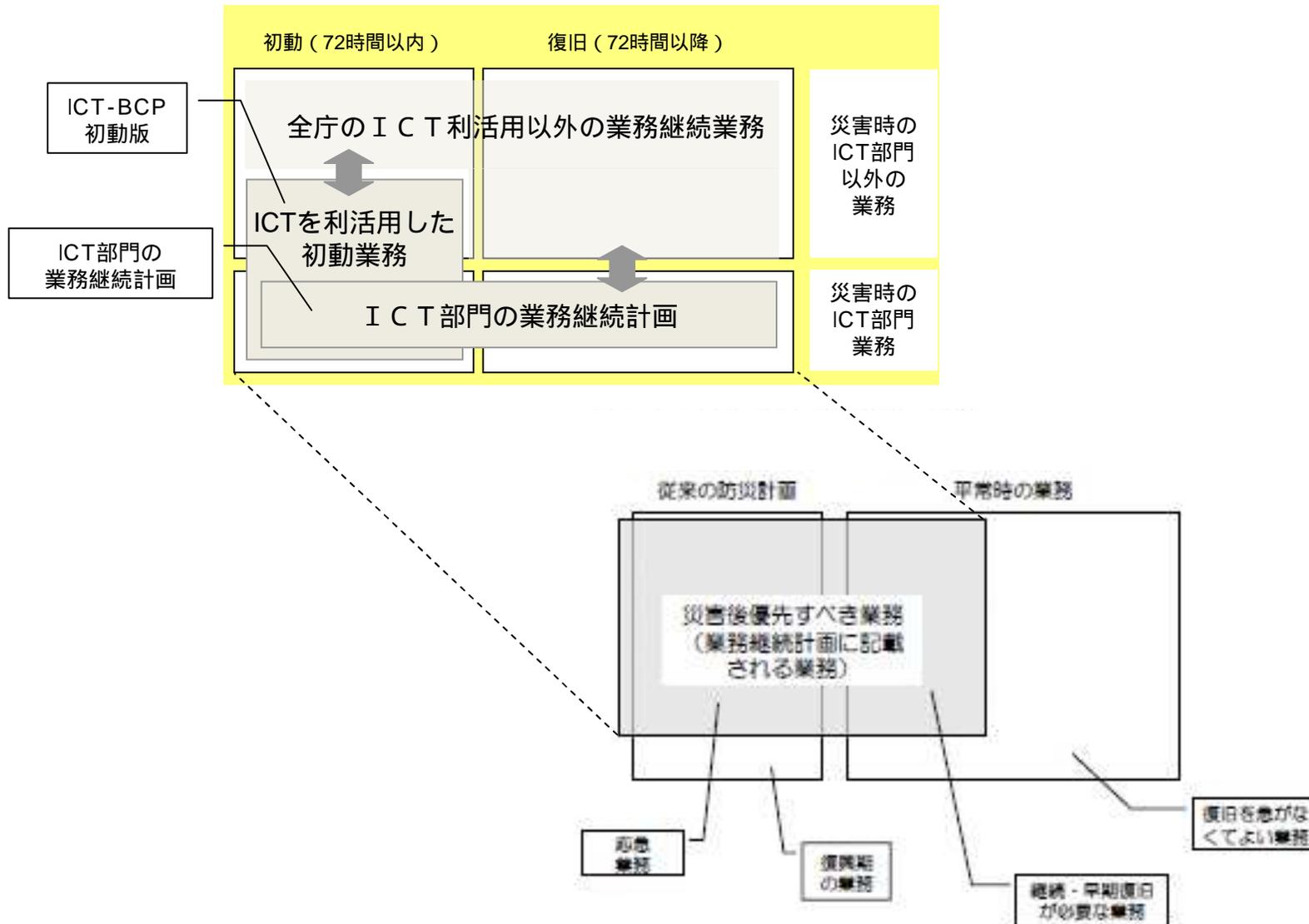
次頁に
拡大図

まずは全庁の「**応急業務における初動のICT対応**」を検討する。ICT部門以外でも重要な情報システム(例えば、消防、防災に関する情報システムのように地震、風水害等の広域災害において早急に必要となる情報システム等)や防災無線など、それらを管理する部門もICT-BCPの取組みに積極的に参加し、ICT部門と連携して検討すべきである。「**応急業務における初動のICT対応**」の策定は、**首長が主体となって推進すべき地域防災計画の下に位置づけられるものであると考えられる。**

次に、ICT部門が主管する情報システムに関する業務継続を中心に検討する。更にそれぞれの業務担当課が個別に管理している情報システムについても、重要なものであれば業務継続のための計画を検討する必要性が高い。本ガイドラインの利用に当たって、ICT部門以外が管理する情報システムであっても同様の手法で業務継続を検討することが可能である。

図 初動版と従来のICT - BCPの関係性

論点2



第1章はじめに

- ・地域防災計画との関係性をより明確に記述を修正
 - ・防災基本計画とBCPとの関係を明確にする。
 - ・防災基本計画と初動との関係を明確にする。
 - ・その上で、ICT - BCPは地域防災計画の一部であることを記述する。

現在

1.4 業務継続計画の必要性

(3) 業務継続計画と地域防災計画との関係

ほぼすべての地方公共団体は、災害対策基本法により、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた地域防災計画を定めている。しかし、人命の安全確保や物的被害の軽減等の緊急事態発生直後の対応に重点を置いており、ほとんど自らが深刻な被害を受けることを想定しておらず、自らは無事で住民や企業の救援に全力で当たれる前提となっていることが多いため、深刻な被害を受けた場合における業務の継続が考慮されていない。この点を改善するには、合理的に自らの深刻な被害を想定して対応を考える業務継続計画を策定することが重要である。ただし、地域防災計画と別の計画と位置付けることが必要なのではなく、その中に溶け込ませて充実を図るという考え方が望ましい。

改定案

論点1

1.4 業務継続計画の必要性

(3) 業務継続計画と地域防災計画との関係

ほぼすべての地方公共団体は、災害対策基本法により、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた地域防災計画を定めている。しかし、人命の安全確保や物的被害の軽減等の緊急事態発生直後の対応に重点を置いており、ほとんど自らが深刻な被害を受けることを想定しておらず、自らは無事で住民や企業の救援に全力で当たれる前提となっていることが多いため、深刻な被害を受けた場合における業務の継続が考慮されていない。防災基本計画において、「国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」と記載されており、業務継続計画は地域防災計画の構成要素とされている。

また、同じく「地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。」と記載されており、災害発生後72時間の初動部分の業務継続計画が特に重要である。

地方公共団体の重要業務の多くはICTに依存しており、災害時にICTが活用できることが極めて重要である。そのため業務全体のBCPが未策定でも、これに先立ちICT - BCPを作成し、業務の継続力を高めていく必要がある。

地域防災計画とICT - BCPの関係性について

- ・事前の準備として「業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る」ことを求めている。業務継続計画は市町村地域防災計画の構成要素とされている。

「第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (7) 公的機関等の業務継続性の確保」において、「国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。」

- ・直後の情報収集連絡体制の確立と災害対策本部の立ち上げ、当初から72時間の救急・救命、避難対策、生活支援が重視されており、この時間帯における業務継続計画は特に求められるといえる。

「第2編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策」において、「地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。」

「第2編 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 3 地方公共団体の活動体制」

地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置、都道府県現地災害対策本部の設置、市町村にあっては市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

- ・地方公共団体の重要業務の多くは情報システムに依存しており、災害時に情報システムが稼働していることが極めて重要である。そのため業務全体のBCPが未策定でも、これに先立ちICT - BCPを作成し、業務の継続力を高めていく必要がある。

第2章 本ガイドラインを利用するに当たって

(5) 業務継続方針/戦略の検討

被災状況は各地方公共団体の地理的な周辺環境によっても影響されるが、万が一庁舎が機能不全にいたる被害を受けた場合、あらゆる資源が利用できず業務継続が困難になる状況が予想される。

そのため、最悪の事態を想定して代替場所や代替資源の確保を検討しておくことが必要であり、業務継続方針/戦略の検討を従来の検討手順に追加している。

全ての脆弱性への対策が即時に実現可能であれば業務継続戦略は必要ないが、あるべき対策と実現できる対策には費用面も含め、多くの地方公共団体ではギャップが生じると考えられる。

業務継続方針では、業務継続計画を検討するにあたり、本庁舎使用不能時の代替拠点までの復旧戦略を考えるなど、検討する前提や範囲に関する指針を宣言し、業務継続戦略として、どこまでの対策をどのようなロードマップで実現させていくのかを検討することとしている。

論点6

第2章 本ガイドラインを利用するに当たって

論点4

2.3 本ガイドラインの利用方法

本ガイドラインの第3章第1部は基本的にすべての地方公共団体のICT部門において実施が望まれる範囲であり、また、第2部及び第3部も可能な限り実施していくことが望まれる。

図2-2において各部ごとに同列に並んでいるステップに関しては互いの検討に影響するため、同時並行して検討することを推奨する。また、同じ部の中であれば必ずしもステップの番号どおりに検討しなくてもよく、各ステップが完全に完了していなくても次のステップに進んでよい(例えば、ステップ4, 5で決定した対策が完了しなくてもステップ6を検討してよい)。

第2部や第3部の検討過程において、以前の検討結果の変更が必要な場合も多くある。

関連する部分については、以前の検討内容を確認し、適宜修正しながら進めることが必要である。例えば、ステップ4, 5の対策についてはステップ11, 12で重要情報システムを決定した後は対策内容を変更する必要性が生じる可能性がある。このため、ステップ13の検討時にステップ4, 5を振り返って内容を確認する。各部の検討終了時には、それまでの検討内容を検証し、かつ、定着を図ることを強く推奨している。本ガイドラインに記載された内容を検討し、決定・文書化することのみで業務継続計画の策定が完了するのではなく、定期的に訓練・見直し等を行い、維持更新活動を行い、職員に定着させ、またそれを劣化させないというマネジメントを実践することが重要である。

2.3 本ガイドラインの利用方法

本ガイドラインの第3章第1部ではBCP策定の基礎、第2部ではレベルアップしたBCP策定、第3部では費用のかかる施策等、ICT部門において実施が望まれるICT-BCPの取組み手順を記載しているが、ICT-BCPを未策定の地方公共団体においては、本ガイドライン別冊の「ICT部門の業務継続計画<初動版>」を参考に、まず取り組むことが望ましい。

これは、災害発生時の業務継続を考えた際、初動部分の重要性が非常に高いためである。初動版について実施した後は、図2-2にあるように、本ガイドの第3章第2部及び第3部も可能な限り実施していく

ことが望まれる。なお、その際の各ステップの取組みの順序は柔軟に決めてよい。

既に第1部実施済みの地方公共団体や、第2部、第3部についても実施している地方公共団体においては、既存のICT-BCPに初動版の考え方を取りこみ、ICT部門に閉じない初動部分の業務継続を検討することが望まれる。

各部の検討終了時には、それまでの検討内容を検証し、かつ、定着を図ることを強く推奨している。本ガイドラインに記載された内容を検討し、決定・文書化することのみで業務継続計画の策定が完了するのではなく、定期的に訓練・見直し等を行い、維持更新活動を行い、職員に定着させ、またそれを劣化させないというマネジメントを実践することが重要である。

【図2-2】本ガイドラインのステップ構成



次頁に
拡大図

図2-2は
残す

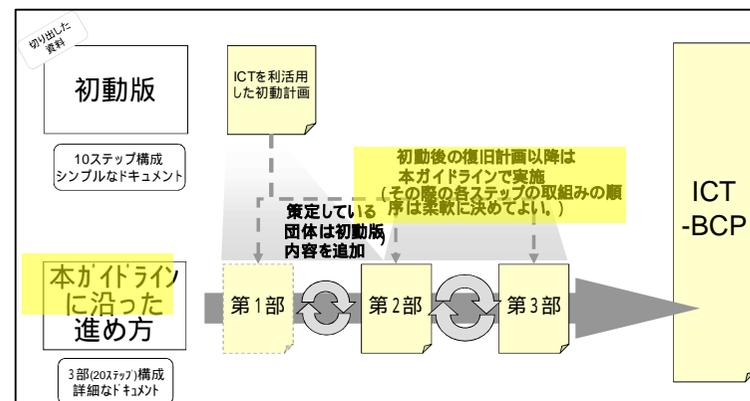
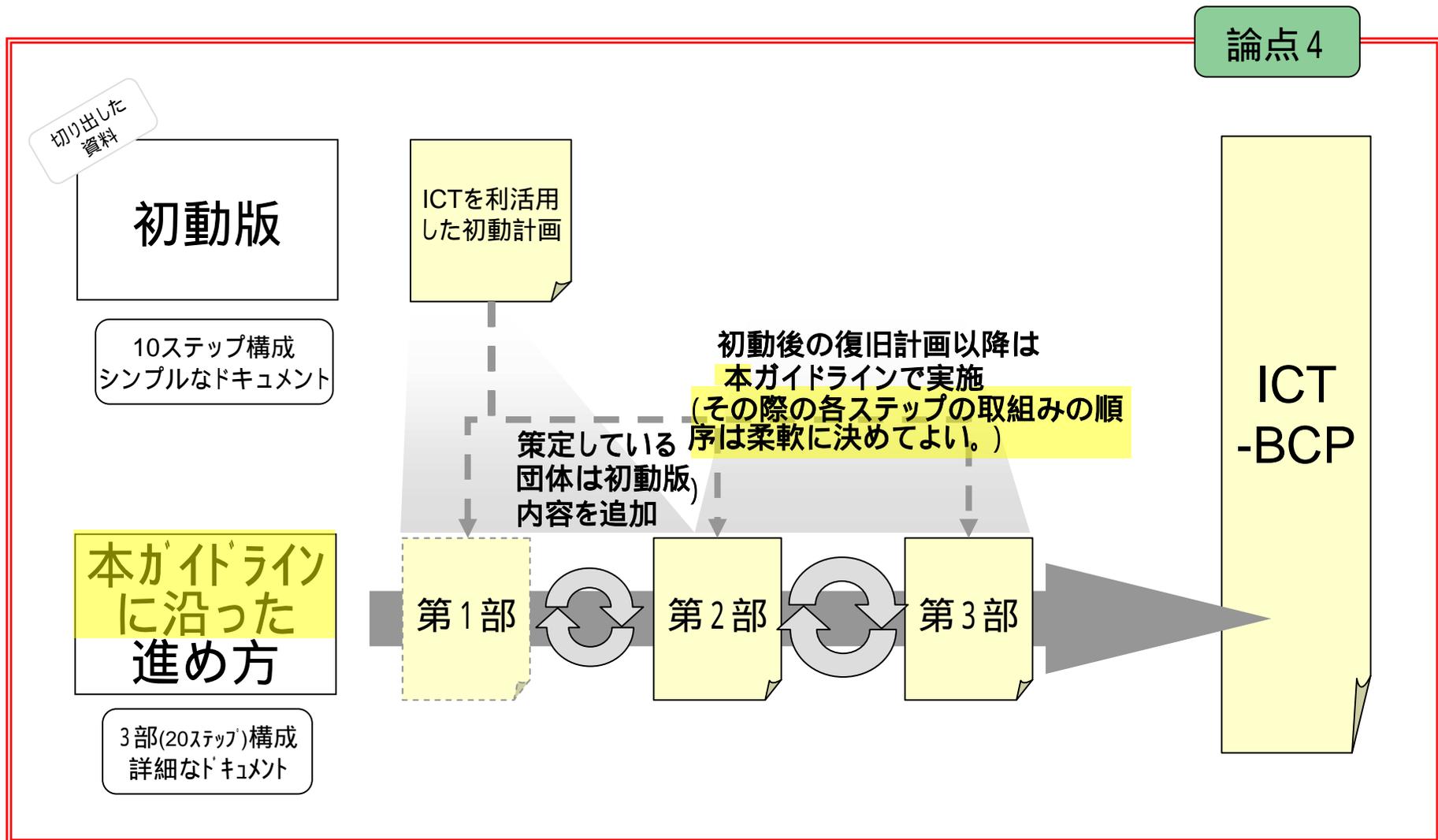


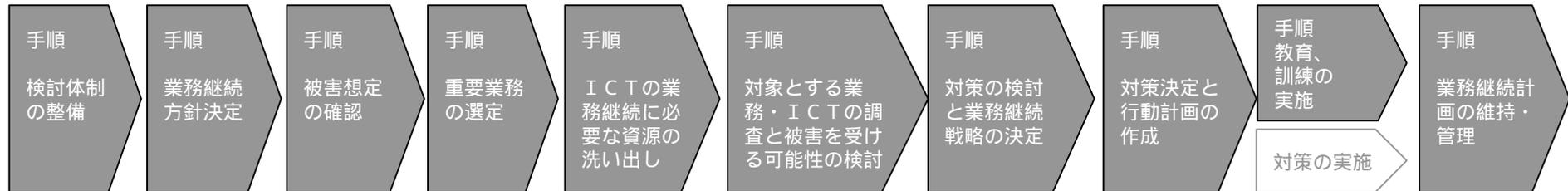
図 策定済みの地方公共団体における進め方について



第2章 本ガイドラインを利用するに当たって

2.5 ステップにとらわれない柔軟な進め方 (初動版の検討の進めかた例)

論点3



下記は、従来のガイドライン目次			新しい進め方(策定の制約が少ない場合の進め方)										補足		
第1部	1	ICT部門の検討メンバーの選定													関連から外す
	2	情報システムの現状調査													
	3	庁舎・設備等の災害危険度の調査													
	4	ICT部門主導で実施できる庁舎・設備等の対策													
	5	重要情報のバックアップ													
	6	初動行動計画の立案													ステップ名を変更する
	7	ICT部門内の簡易訓練													関連から外す
	8	運用体制の構築と維持管理													関連から外す
第2部	9	BCP策定体制の構築													
	10	被害の想定													
	11	重要業務・重要情報システムの選定													
	12	重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握													
	13	ICT部門が中心に検討すべき事前対策													
	14	外部事業者との運用保守契約の見直し													
	15	代替・復旧行動計画の立案													業務継続方針決定を追加
	16	本格的な訓練の実施													
第3部	17	ICT部門のBCP投資判断のための体制構築													
	18	目標復旧時間・目標復旧レベルの精査													
	19	投資を含む本格的な対策													
	20	全庁的な点検・是正及び行動計画の見直し													

第2章 本ガイドラインを利用するに当たって

論点3

2.5 ステップにとらわれない柔軟な進め方

本ガイドライン第3章では、全20ステップでのICT-BCP策定手順を記載しており、ステップに沿って進めることでICT-BCPの策定が行えるが、地方公共団体の状況によって、ステップの取組みの順序は柔軟に決めてよい。

「ICT部門の業務継続計画<初動版>」では、これまでのステップの内容を柔軟に活用した、新しい10手順での策定プロセスを記載している。(図2 -)

これは、初動業務を考えた時、ICT部門に縛られず、全庁的な活動が必要であること、しかしながら、検討範囲が初動業務の範囲に絞られることなどを勘案して、これまでの20ステップを柔軟に組み合わせた新しい取組みとしたものである。

初動業務に限らず、平常時の業務までを対象にICT-BCPを検討する際にも全庁での検討体制が組めるならば、初動版の10手順を参考に実施する事も可能と考える。



下記は、従来のガイドライン目次		新しい進め方(策定の制約が少ない場合の進め方)						補足
第1部	1 ICT部門の検討メンバーの選定							関連から外す
	2 情報システムの現状調査							
	3 庁舎・設備等の災害危険度の調査							
	4 ICT部門主導で実施できる庁舎・設備等の対策							
	5 重要情報のバックアップ							
	6 初動行動計画の立案							ステップ名を変更する
	7 ICT部門内の簡易訓練							関連から外す
	8 運用体制の構築と維持管理							関連から外す
第2部	9 BCP策定体制の構築							
	10 被害の想定							
	11 重要業務・重要情報システムの選定							
	12 重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握							
	13 ICT部門が中心に検討すべき事前対策							
	14 外部事業者との運用保守契約の見直し							
	15 代替・復旧行動計画の立案							業務継続方針決定を追加
	16 本格的な訓練の実施							
第3部	17 ICT部門のBCP投資判断のための体制構築							
	18 目標復旧時間・目標復旧レベルの精査							
	19 投資を含む本格的な対策							
	20 全庁的な点検・是正及び行動計画の見直し							

図2 - ICT部門の業務継続計画<初動版>の検討の進めかた

第3章 BCP策定の手引き

業務継続方針 / 戦略の手順追加について

論点6

・新たにステップを増やすのではなく、代替拠点移行の方針や戦略を従来のステップ10, 15へ追加する。

下記は、従来のガイドライン目次(第3章)		改訂点	
第1部	1	ICT部門の検討メンバーの選定	
	2	情報システムの現状調査	
	3	庁舎・設備等の災害危険度の調査	
	4	ICT部門主導で実施できる庁舎・設備等の対策	
	5	重要情報のバックアップ	
	6	初動行動計画の立案	ステップ名を変更する(必要最低限の行動計画の立案)
	7	ICT部門内の簡易訓練	代替拠点移行する被災パターン を検討することを宣言する
	8	運用体制の構築と維持管理	
第2部	9	BCP策定体制の構築	
	10	被害の想定	代替拠点移行の方針記述を追加する
	11	重要業務・重要情報システムの選定	
	12	重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握	
	13	ICT部門が中心に検討すべき事前対策	
	14	外部事業者との運用保守契約の見直し	
	15	代替・復旧行動計画の立案	代替拠点移行の戦略記述を追加する
第3部	16	本格的な訓練の実施	
	17	ICT部門のBCP投資判断のための体制構築	
	18	目標復旧時間・目標復旧レベルの精査	
	19	投資を含む本格的な対策	
	20	全庁的な点検・是正及び行動計画の見直し	

第3章 BCP策定の手引き

- ・業務継続方針 / 戦略について追加
従来のICT - BCPのステップ10とステップ15に業務継続方針 / 戦略の検討について追記する。

現在

ステップ10：被害の想定

ステップ10：被害の想定

【基本的な考え方】
業務継続計画の策定に当たって対象とする事象（災害・事故リスク）を特定する。さらに対象とする事象によって業務に与える影響を想定する。

【必要性】
被害想定を検討しない場合は、実際に災害・事故時に機能する計画であるのか判断ができないこととなる。また、ありえないリスクに対する過大な投資を防ぐためにも不可欠な作業である。

【アウトプット】
1．被害想定整理（様式14）

手順1	対象とする事象の特定
-----	------------

手順2	被害状況の想定
-----	---------

改定案

ステップ10：被害の想定

ステップ10：被害の想定

【基本的な考え方】
業務継続計画の策定に当たって対象とする事象（災害・事故リスク）を特定する。**その事象により、代替戦略まで検討すべきかを判断する。**さらに対象とする事象によって業務に与える影響を想定する。

【必要性】
被害想定を検討しない場合は、実際に災害・事故時に機能する計画であるのか判断ができないこととなる。また、ありえないリスクに対する過大な投資を防ぐためにも不可欠な作業である。

【アウトプット】
1．被害想定整理（様式14）

手順1	対象とする事象の特定
-----	------------

手順2	事業継続方針の決定
-----	-----------

災害の状況により庁舎に甚大な被害が発生し、**庁舎内で業務が実施できなくなる場合も想定される。**その場合、庁舎以外の場所に代替拠点を設置し、そこで業務を継続することを考える必要がある。どのような被災パターンの場合に代替拠点に移行するのかをあらかじめ検討することが重要である。

手順3	被害状況の想定
-----	---------

第3章 BCP策定の手引き

現在

ステップ15：代替・復旧行動計画の立案

【基本的な考え方】

これまでの検討結果をもとに、ステップ6で検討した初動フェーズの行動計画を修正するとともに、復旧フェーズ及び復旧フェーズにおける災害時対応業務や平常時業務の代替・復旧のための行動項目を整理する。誰が、いつ、何に基づいて、どう行動するのかを記述し、関係者間で合意を得る。

- (1) 初動フェーズ：緊急事態発生の確認・連絡、被害拡大の防止、安否確認、被害情報の収集と被害評価の実施等
- (2) 復旧フェーズ：重要業務の仮復旧
- (3) 復旧フェーズ：本番環境への復旧

【必要性】

ステップ6の初動フェーズと同様に、復旧フェーズ及び復旧フェーズに関する具体的な行動手順を決めておかなければ災害・事故時の対応が遅れ、被災地域住民への対応や企業の復旧の遅れを招くこととなる。具体的な行動手順を明確にし、以後は、訓練もこれにしたがって行い、その有効性を確認していくことも必要である。

【アウトプット】

1. 緊急時対応体制（検討結果により様式08を適宜修正する）
2. 代替・復旧行動計画（検討結果により様式10を適宜修正する）
3. 被害チェックシート詳細版（様式19）
4. 参照文書一覧（様式20）

改定案

ステップ15：代替・復旧行動計画の立案

基本的な考え方】

これまでの検討結果をもとに、ステップ6で検討した初動フェーズの行動計画を修正するとともに、復旧フェーズ及び復旧フェーズにおける災害時対応業務や平常時業務の代替・復旧のための行動項目を整理する。誰が、いつ、何に基づいて、どう行動するのかを記述し、関係者間で合意を得る。また、復旧戦略として、現庁舎継続利用と代替拠点移行の2つのケースで検討する。

- (1) 初動フェーズ：緊急事態発生の確認・連絡、被害拡大の防止、安否確認、被害情報の収集と被害評価の実施等
- (2) 復旧フェーズ：重要業務の仮復旧
- (3) 復旧フェーズ：本番環境への復旧

【必要性】

ステップ6の初動フェーズと同様に、復旧フェーズ及び復旧フェーズに関する具体的な行動手順を決めておかなければ災害・事故時の対応が遅れ、被災地域住民への対応や企業の復旧の遅れを招くこととなる。具体的な行動手順を明確にし、以後は、訓練もこれにしたがって行い、その有効性を確認していくことも必要である。

【アウトプット】

1. 緊急時対応体制（検討結果により様式08を適宜修正する）
2. 代替・復旧行動計画（検討結果により様式10を適宜修正する）
3. 被害チェックシート詳細版（様式19）
4. 参照文書一覧（様式20）

第3章 BCP策定の手引き

現在

ステップ15：代替・復旧行動計画の立案

手順1	既存の防災計画等との整合
-----	--------------

手順2	I C T部門内のチーム編成
-----	----------------

手順3	被害チェックリストの作成
-----	--------------

手順4	復旧フェーズでの行動手順の検討
-----	-----------------

手順5	復帰フェーズでの行動手順の検討
-----	-----------------

手順6	参照する文献の整理
-----	-----------

改定案

ステップ15：代替・復旧行動計画の立案

手順1	既存の防災計画等との整合
-----	--------------

手順2	業務継続戦略の検討
-----	-----------

これまでは、特に庁舎に耐震性がある場合には、地方公共団体自らの庁舎・設備・機器等の資源に当面復旧が困難である甚大な被害がないことを前提に計画が策定されていたが、東日本大震災の経験を踏まえれば、庁舎等の施設に甚大な被害が発生し、使用不可能となることを想定して、代替拠点での業務継続を検討し代替拠点移行の戦略を立てることが求められる。代替拠点移行の判断基準、場所の確保、移行しての業務継続の手順等、あらかじめ検討しておく必要がある。

手順3	I C T部門内のチーム編成
-----	----------------

手順4	被害チェックリストの作成
-----	--------------

手順5	復旧フェーズでの行動手順の検討
-----	-----------------

手順6	復帰フェーズでの行動手順の検討
-----	-----------------

手順7	参照する文献の整理
-----	-----------